



その他の法令改正 ①

（事務所則の改正：照度、便所、室温など）

これは最低基準。JIS規格の明るさ（リーフレット記載）が推奨されています

ご存知ですか？
職場における**労働衛生基準**が
変わりました

必要なトイレの
数は？

作業する時の
手元の
明るさは？

室内の
温度は？



改正前

照度について

【事務所則第10条第1項関係】

作業の区分	基準
精密な作業	300 ルクス以上
普通の作業	150 ルクス以上
粗な作業	70 ルクス以上

改正後

作業の区分	基準
一般的な事務作業	300 ルクス以上
付随的な事務作業*	150 ルクス以上

※資料の袋詰め等、事務作業のうち、文字を読み込んだり資料を細かく識別したりする必要のないものが該当します。



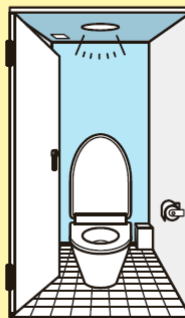
便所について

【事務所則第17条の2関係、安衛則第628条の2関係】

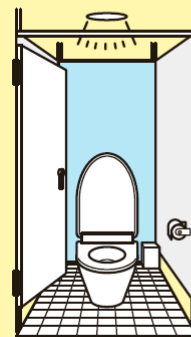
新たに「独立個室型の便所」が法令で位置づけられました

トイレの数が、厳しくなる改正ではありません。

▶「独立個室型の便所」とは



OK



NG

- ✓ 男性用と女性用に区別せず、単独でプライバシーが確保されている
- ✓ 便所の全方向が壁等*で囲まれ、扉を内側から施錠できる構造である
※視覚的、聴覚的観点から便所内部が便所外部から容易に知覚されない堅牢な壁や扉のこと。
- ✓ 1 個の便房により構成されている
- ✗ 仕切り板又は上部もしくは下部に間隙のある壁等によって構成されている



温度について

【事務所則第5条第3項関係】

改正前 17度以上28度以下

改正後 18度以上28度以下



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



その他の法令改正 ② 化学物質管理者の選任



※ 化学物質の規制が大幅に変わりますが、これは、その改正のうちの一項目になります。



自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

ホルムアルデヒド、エチレンオキシド等も対象です

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護具着用管理責任者」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

作業主任者と同じように、氏名の周知（掲示等）も必要になります。



その他の法令改正 ③

(塩酸、硝酸、硫酸、フッ化水素等を常時取り扱う場合の 歯科健診の結果報告：50人以上 → 規模要件なし)



事業者の皆さま、健康診断機関・医療機関の皆さまへ

2022(令和4)年10月1日から 歯科健診の結果報告が すべての事業場に義務化されます

- 有害な業務※に常時従事する労働者に対し、事業者は歯科健康診断の実施を義務づけられています。(労働安全衛生規則第48条)
- 労働安全衛生規則が改正され、10月1日からは、常時使用する労働者の数にかかわらず、すべての事業場に報告が義務付けられます。



※有害な業務とは(労働安全衛生法施行令第22条第3項)

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発生する場所における業務

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書(新設)

今回の改正で報告様式も変わります。10月1日からは新しい様式を使用してください。

変更点

- 歯科健康診断結果の報告書様式が新たに定められました。
- 定期健康診断結果の報告様式からは、歯科健診の記載欄がなくなります。

各種健康診断結果報告書は、厚生労働省のウェブサイトに掲載しています。
ダウンロードしてご利用ください。



<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei36/18.html>

労働安全衛生法に基づく 歯科医師による健康診断を実施しましょう

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません。

◆ 対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務(対象業務※)に常時従事する労働者(安衛法施行令第22条第3項、安衛則第48条)

※例) メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務

◆ 実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務についた後6ヶ月以内ごとに1回(安衛則第48条)

◆ 歯科医師による健康診断実施後に事業者が取り組むこと

1. 健康診断結果の記録

健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。(安衛法第66条の3)

2. 健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取

健康診断の結果、所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、歯科医師の意見を聞かなければなりません。(安衛法第66条の4)

3. 健康診断実施後の措置

上記2による歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。(安衛法第66条の5)

4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。(安衛法第66条の6)

5. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

遅滞なく、安衛則様式第6号(定期健康診断結果報告)により健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。(安衛法100条)

お問い合わせ先：都道府県労働局または労働基準監督署

所在案内：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2020.12)



情報機器作業における労働衛生管理 のためのガイドライン（令和元年～）

「情報機器作業における労働衛生管理のための ガイドライン」を策定しました

（令和元年7月12日付け基発0712第3号）

このガイドラインは、パソコンなど、情報機器を使って作業を行う労働者の健康を守るためのガイドラインです。

情報機器作業による労働者の心身の負担を軽くし、支障なく働けるようにするため、事業者が講ずべき措置をまとめています。

ガイドラインの枠組み

○作業環境管理

情報機器作業を行う環境の整備方法について説明しています。
（例：ディスプレイの明るさ、情報機器や机・椅子の選び方）

○作業管理

情報機器作業の方法について説明しています。
（例：一日の作業時間、休憩の取り方、望ましい姿勢）

○健康管理

情報機器作業者の健康を守るための措置について説明しています。
（例：健康診断、職場体操）

○労働衛生教育

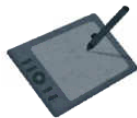
上記の対策の目的や方法について、作業者や管理者に理解してもらうための教育について説明しています。

ポイント：近年の情報機器作業の多様化や技術革新にも対応

作業区分を見直し、タブレットやスマートフォンに関する事項を盛り込んでいます。
作業区分に応じた対策については、裏面で詳しく説明しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



（R.元.7）

「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（旧）からの変更内容

平成14年4月5日付け基発第0405001号「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」は廃止しました。

- ・「VDT」から「情報機器」へ名称の変更
- ・技術革新への対応として、タブレットやスマートフォンに関する事項などの技術的見直し
- ・情報機器作業の多様化を踏まえた作業区分の見直し

作業区分の変更内容（概要）

旧	VDT作業時間	作業の種類	作業環境管理	作業管理	VDT機器の選択 機器や姿勢の調整	健康管理				
	A 1日4時間以上	単純入力型、拘束型	照明・採光 グレアの防止 騒音の低減 点検・清掃	1日の作業時間が過度に長時間とならない 一連続作業時間が1時間を超えない 作業途中、1、2回の小休止 次の連続作業までに10～15分の作業休止 ＊作業区分Aは「設定」、作業区分Bは「指導」 ＊作業区分Aは、1日の連続作業時間への配慮		健康診断 ・業務歴 ・既往歴 ・自覚症状の有無 ・眼科学的検査 ・筋骨格系検査 ＊作業区分Bは、筋骨格系検査については医師の判断による				
	B 1日2時間～4時間 1日4時間以上	単純入力型、拘束型、 対話型、技術型、監視型、その他の型								
	C 1日2時間未満 1日4時間未満	単純入力型、拘束型、 対話型、技術型、監視型、その他の型								
			必要に応じ上記に準じて行う			自覚症状を訴える者のみ上記の検査を行う				
新	作業区分の定義	作業環境管理	作業管理	機器や姿勢の調整	健康管理					
	拘束性のある作業 (注1)	1日に4時間以上情報機器作業を行う者であって次のいずれか： ・常時ディスプレイを注視、または入力装置を操作 ・休憩や作業姿勢の変更に制約	照明・採光 情報機器の選択 騒音の低減 点検・清掃	1日の作業時間が過度に長時間とならない 一連続作業時間が1時間を超えない 作業途中、1、2回の小休止 次の連続作業までに10～15分の作業休止 ＊「拘束性のある作業」は、1日の連続作業時間への配慮		健康診断 ・業務歴 ・既往歴 ・自覚症状の有無 ・眼科学的検査 ・筋骨格系検査				
	それ以外 (注2)	上記以外の情報機器作業対象者								自覚症状を訴える者のみ上記の検査を行う

注1：作業時間または作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの（全ての者が健診対象）

注2：上記以外のもの（自覚症状を訴える者のみ健診対象）

VDTの長時間作業では、小休止をとるほか、一連続作業時間が、1時間を超えないように。照明、採光など、作業環境にも配慮ください。

職場におけるコロナウイルス対策 チェックリストの活用、事例紹介

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



➢ 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



➢ 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
➢ また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



➢ 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

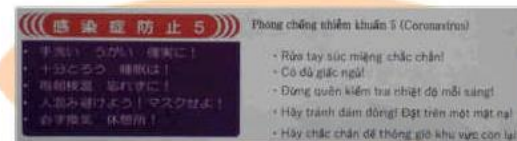
複数人が触る箇所の消毒（製造業）



➢ 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



➢ 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。



以上をもちまして、説明会を終了させていただきます。

時間の都合上、質疑応答はありませんが、もしご質問がありましたら、

滋賀労働局 健康安全課

TEL 077-522-6650



（労務管理については監督課077-522-6649）
まで、お問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

令和5年1月25日現在 公表されている内容です。
最新の内容は、厚生労働省ホームページでご確認ください。